

練馬区教育委員会告示第36号

練馬区立児童館条例（昭和45年3月練馬区条例第2号）第4条第3項の規定に基づき、施設の給排水管等改修工事のため、練馬区立南田中児童館を下記のとおり休館する。

令和8年8月24日

練馬区教育委員会

教育長 三 浦 康 彰

記

1 施設の名称

練馬区立南田中児童館

2 位置

練馬区南田中五丁目15番25号

3 休館期間

令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで